

令和5年2月市議会総務委員会資料

第12号議案 令和5年度長崎市一般会計予算

＜目 次＞	ページ
(参考資料) 理財部の主な取組みと組織運営……………	3～4
(これまでの健全な財政基盤の確立への主な取組み)	
(歳出)	
【2款 総務費 1項 総務管理費 1目 一般管理費】	
1 未収金対策費(相続財産管理制度の活用)……………	5～6
2 未収金対策費(納付書のキャッシュレス決済等)……………	7～9
【2款 総務費 1項 総務管理費 6目 財産管理費】	
1 建物等維持補修費……………	10～12
2 市有財産解体費……………	13～16

理 財 部

令和5年2月

【2款 総務費 2項 徴税費 2目 賦課費】

- 1 固定資産評価費..... 17
- 2 個人住民税課税システム整備費..... 18～20

【2款 総務費 2項 徴税費 3目 徴収費】

- 1 口座振替等取扱事務費..... 21～22

(歳入)

- 1 市税の状況..... 23～33

理 財 部

令和5年2月

令和5年度 理財部の主な取組みと組織運営

主な取組み【人口減少社会に対応する制度の創設】

デジタル化推進

(電子契約システム)
・契約事務の効率化、事業者の利便性の向上のため、入札参加申請から契約事務までのデジタル化

<令和5年度>
予算額15,048千円/年(利用料)
令和5年6月建設工事、建設コンサル
令和5年9月物品調達等(一部)

(納付書のキャッシュレス決済等)
・納付書のキャッシュレス決済、コンビニ納付を可能にする。

システム改修等を行い、コンビニ等においても公金収納を行う。

<令和5年度>
財務会計システム発行分について、令和6年4月からの本格導入に向け運用を開始する。

<令和5年度予算> 14,433千円

(Web口座振替受付)

・市税等の口座振替申込をパソコンやスマートフォンを使ってWeb上で手続きができるようにする。

<令和5年度予算> 408千円

健全な財政運営、財源の確保

(相続財産管理制度を活用した固定資産税等の徴収)

・家庭裁判所へ相続財産管理人の選任を申し立て、相続財産管理人に不動産の売却等をしてもらうことで滞納税の徴収を図る。

<令和5年度予算> 922千円

(宿泊税条例施行)

・R5.4.1から宿泊税条例により、宿泊税を徴収する。

<令和5年度>
歳入予算額372,337千円

(ネーミングライツ)

・すべての市有の公共施設等においてネーミングライツパートナーを継続して募集する。

<令和5年度～> ※3～5年契約予定

(債権管理条例の運用)

・債権管理条例の実効性を確保するため、困難案件の相談対応、法的措置の一括管理、研修等による技術向上の取組み等を継続して実施する。

<令和5年度予算> 8,097千円

・司法書士への委託等

税制度からの安全安心なまちづくり

(土砂災害特別警戒区域等に存する宅地等に係る固定資産評価の見直し)

・土砂災害防止法等によって規制される影響を令和6年度からの固定資産評価に反映させるため、補正係数を見直す。

<税込の影響額> ▲29,000千円/年

(老朽空家に係る固定資産税等の住宅用地特例適用の見直し)

・老朽危険空家の住宅用地特例適用を解除する基準を条例にて定め、全市域での老朽空家調査を実施する。

・令和10年12月までに特例解除を受けて家屋を解体・除却した場合は、解除により増額となる固定資産税等相当額を3年間に限り減免する。

【制定する条例】

・長崎市住宅用地特例の適用に関する家屋の要件を定める条例

・長崎市老朽危険空家等を除却した土地に係る納税義務者の固定資産税の減免に関する条例

<税込の影響額> 800千円/年(解除)
▲1,400千円/年(減免)

<令和5年度予算※老朽空家調査>

12,390千円

公共施設の整備等にかかる財源の確保

(公共施設保全基金の設置)

<目的>

・更新周期の目安を経過している建物等については、既定予算により優先的な対応を行う必要があるが、突発的な事態等により、建物の保全や解体に対する十分な予算を確保することができない状況も想定されるため、建物の解体や将来的な公共施設の建替・改修に加え、突発的な事態が発生した場合も公共施設の整備等にかかる財源を確保することを目的として公共施設保全基金を設置する。

<基金充当想定事業>

・予防保全に係る事業
・公共施設の除却に係る事業
・集約化・複合化又は転用等に伴う事業のうち更新又は改修に係る事業

<年間積立予定額>

・年額1.0億円

<財源>

・財産貸付収入
・財産売却収入
・基金運用収入

組織運営【エンゲージメントへのチャレンジ】

【オン・オフ】

(管理職職員)

・管理職定時退庁、時間外事前承認の徹底

(休暇取得)

・年間10日間の有給休暇取得(R4→60.4%R5→80.0%へ)

【育成】

・徴収職員の経験年数に応じたペア制度による支援

・所属内フリートーク

・債権管理長期案件の定期的監査(担当者任せにさせない)

・係間の職員の増減を含めた在係年数平準化

・専門的な職員を育てる。(財産管理、債権管理→地方税法、民法)

【理財部】これまでの健全な財政基盤の確立への主な取り組み

内容	予算編成方針分類	所属	取組時期	主な取組事項	主な成果（目標） ※実績はR4.12現在
1 市税の確保	市税や使用料等の確実な確保	収納課 資産税課 市民税課 特別滞納整理室	毎年度	収納率の向上、維持（令和3年度97.5%） 令和5年度～ （収納課・特別滞納整理室） ・財産調査及び給与等差押の強化と搜索実施 ・固定資産税等に係る納税義務者死亡後の適正な賦課徴収に向けた取組みの見直し	収納率増による市税への影響額 +5.9億円（H29→R3累積） ※R7までに中核市トップ10へ
2 戦略的な遊休土地売却	財産の有効活用	財産活用課 資産経営室	令和元年度～	・遊休土地フロー作成、宅建協会事務委託 【主な売却地】 ・市街中心部公共残地売却、東京事務所所長宿舎 ・長崎駅周辺区画整理、旧小榊小学校跡地 ・上銭座町旧歴史民俗資料館	令和元年度～令和4年12月 遊休土地等売却 870,142千円
3 公共施設マネジメント	財産の有効活用	資産経営室 施設の所管課	令和元年度～ （計画→実行）	黒崎事務所移転（黒崎地区公民館内）、池島地区施設集約、出津地区公民館、外海子ども博物館廃止（出津地区ふれあいセンターへ）、香焼図書館移転、ヴィラオリンピカ伊王島売却、老人憩の家、南小中学校廃止	財政負担軽減（2044年度まで） ・改修・更新費用▲約85億円 売却利益 32,640千円 ヴィラオリンピカ伊王島敷地売却
4 基金の運用見直し	財産の有効活用	財産活用課	令和2年度～	・譲渡性預金→債権、個別運用→一括運用 ・購入可能債権種類の増加（財政投融资機関債、社債）、償還期間10年→30年以内、満期保有→売買目的	運用利益の増 163,039千円 （令和2年度32,369千円） （令和3年度40,670千円） （令和4年度90,000千円）
5 宿泊税導入	市税や使用料等の確実な確保	市民税課 収納課	令和5年4月1日	令和5年4月法定外目的税導入	372,337千円の増 （令和5年度当初予算額）
6 債権管理 （債権管理条例）	市税や使用料等の確実な確保	特別滞納整理室 債権保有担当課	令和4年4月1日	・組織マネジメント向上のための定期ヒアリング（理財部長・歳入管理監ヒア、特滞ヒア） ・階層別研修の実施（所属長、担当者、採用6年次） ・司法書士等の専門家と連携した相談体制整備、法的措置の一括管理 （相談件数 18部局37所属 286件）	債権回収実績 ・634件 14,399千円 （主な成果）※一元化5債権以外 学校給食費、奨学金 10,812千円 法的措置による回収 1,840千円
7 新庁舎包括管理業務委託	新しい公共の取り組み	財産活用課	令和5年1月4日	保守・清掃・管理等委託業務の包括化	委託料 ▲50,000千円/年

予算説明書					事業名	予算額
ページ	款	項	目	番号		
106～107	2 総務費	1 総務管理費	1 一般管理費	4-6	未収金対策費 (うち相続財産 管理制度活用分)	千円 922

1 事業概要

○概要

納税義務者死亡後の相続人不存在による徴収困難な固定資産税等について、死亡した納税義務者が財産を持っている場合、換価価値があるものは相続財産管理制度を活用し、相続財産管理人に売却してもらうことで滞納税の徴収を図る

対応：換価価値の高低で滞納整理の方法を判断

前提：固定資産評価額を売却見込額とする

(1)換価価値が高い ⇒相続財産管理制度を活用し売却

(2)換価価値が低い ⇒滞納処分の執行停止

ア 売却見込額が優先債権額及び手続き費用に満たない

イ 敷地が別所有で、家屋しか売却できない

ウ 家屋の補修費等が土地・家屋の売却見込額を上回る

2 固定資産税等の納税義務者死亡に伴う税の徴収

○現状

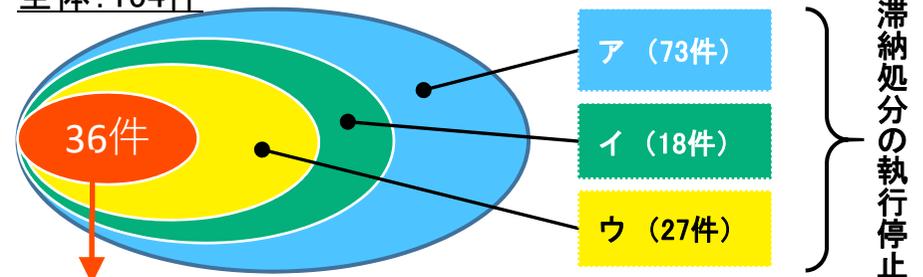
納税義務者が死亡した場合、納税義務は相続人に承継されるが、相続人が不存在となるケースがある

○課題

相続人不存在の場合、滞納処分を行う相手がいないため、被相続人に財産(不動産など)があっても徴収できない

→ 154件、14,800千円

全体:154件



残る36件について、相続財産管理制度を活用し、令和5～10年度で滞納を解消したい(6～7件/年)

○令和5年度対象案件

① 土地(雑種地) 237㎡
評価額計:2,301千円 滞納税額:1,148千円

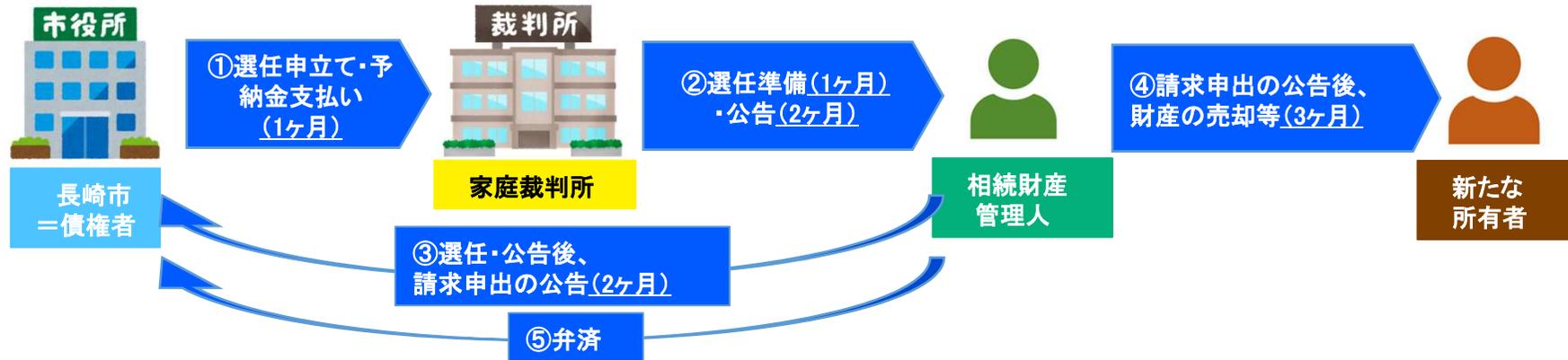
③ 土地(宅地) 613㎡
評価額計:3,126千円 滞納税額:255千円

② 土地(宅地) 126㎡ 建物(木造)164㎡
評価額計:5,155千円 滞納税額:302千円

3 相続財産管理制度の活用

○相続財産管理制度（民法第952条～第959条）

- ・相続人不存在の場合、家庭裁判所は債権者等の申立てにより相続財産管理人を選任
- ・相続財産管理人は、財産の売却などにより被相続人の債権者に対して清算



○効果

- ・滞納額の減少や収納率の向上につながる
 - 売却益の滞納税への充当
 - 売却益が滞納税に満たない又は売却できなくても執行停止が可能
- ・新たな優良納税義務者への課税による収税アップ

【必要期間の目安】

- 弁済 申立てから9ヶ月程度
- 予納金の還付 弁済から9ヶ月程度
 - ・相続人搜索の公告(6ヶ月)
 - ・特別縁故者に対する財産分与(3ヶ月)を経て、残余財産が確定したのち予納金還付

4 事業費内訳

(1)家庭裁判所への予納金 300千円×3件＝900千円 ※相続財産管理人が相続財産を管理するために必要な費用	千円 900
(2)事務費(収入印紙代、官報公告料、郵送料)	千円 22

5 財源内訳

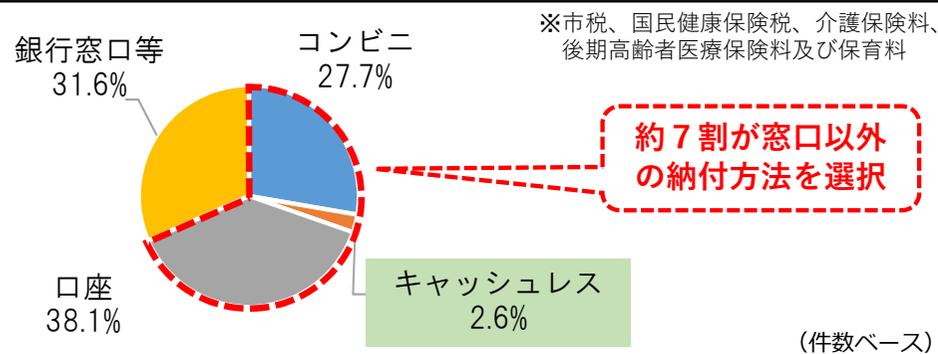
事業費	財源内訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
千円 922	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 922

予算説明書					事業名	予算額
ページ	款	項	目	番号	(納付書のキャッシュレス決済等の分)	
106 ~ 107	2 総務費	1 総務管理費	1 一般管理費	4-6	未収金対策費	千円 1,122
112 ~ 115	2 総務費	1 総務管理費	5 会計管理費	1-1	会計管理費事務費	千円 3,099
124 ~ 125	2 総務費	1 総務管理費	12 情報システム推進費	2-2 2-3	基幹業務系システム運営費 文書管理・財務会計システム運営費	千円 10,212
					財務会計システム関連予算 合計	千円 14,433

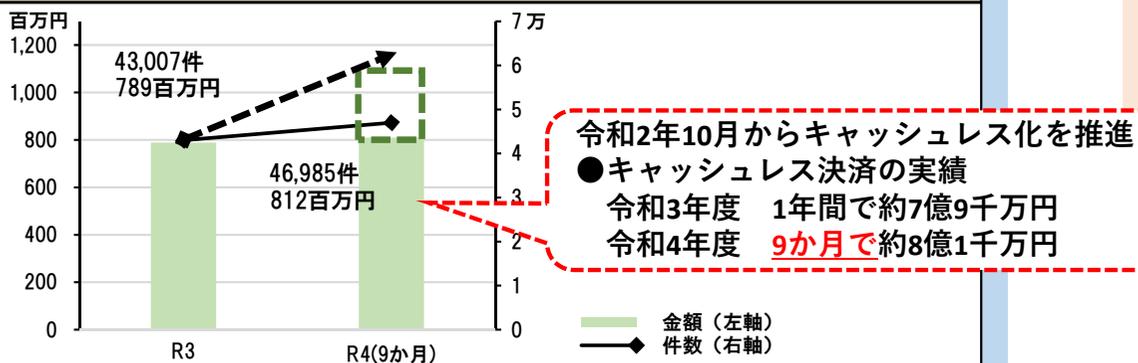
1 現状

背景 支払方法の多様化は市民のニーズ

【図1】徴収一元化5債権※の納付方法(R3年度)

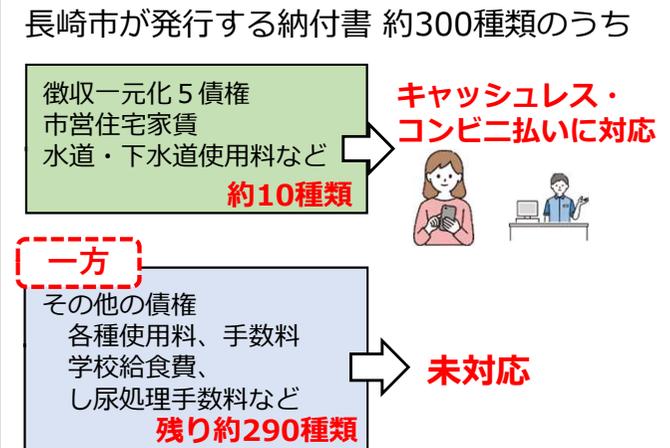


【図2】徴収一元化5債権のキャッシュレス決済の推移



課題 多くの納付書は支払方法が限定的

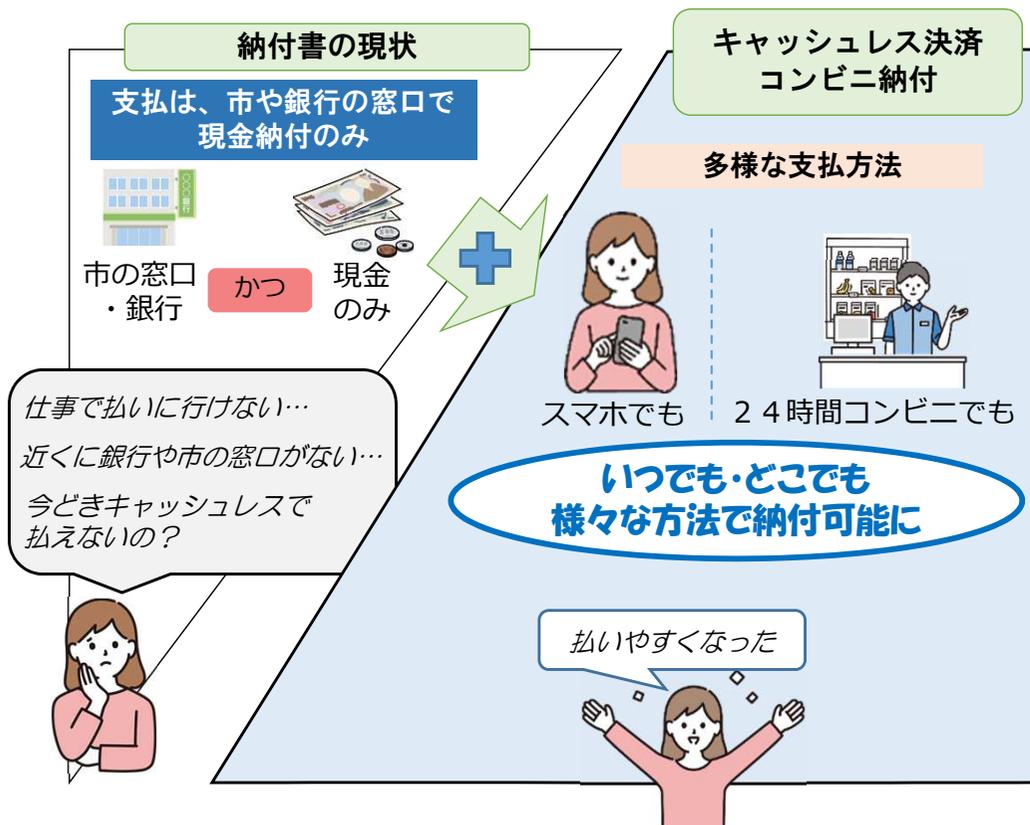
【図3】キャッシュレス決済・コンビニ納付の対応状況



支払方法の多様化が急務

2 対応方針

令和4年4月の長崎市債権管理条例施行後、理財部が司令塔となり、全庁の債権管理の適正化を進める中で、支払方法についての課題が浮き彫りとなったことから、市が発行する原則として全ての納付書について、キャッシュレス決済やコンビニエンスストアでの納付を行うための環境を整備するもの。



3 令和5年度事業概要

納付書に、キャッシュレス決済やコンビニ納付に必要なバーコードを印刷するためのシステム改修等を行う。

また、収納事務受託者と契約し、キャッシュレス決済やコンビニでの公金収納を行う。



令和5年度全体事業費

(単位：千円)

業務内容	所管課	事業費
財務会計システム 関連予算		14,433
印刷製本費、収納事務委託料	特別滞納整理室 出納室	4,221
財務会計システム	情報統計課	10,212
その他のシステム 関連予算		16,965
公共施設案内・予約システム ※納付書対応分	情報統計課 文化振興課 スポーツ振興課	4,536
し尿処理手数料	環境政策課	3,740
母子父子寡婦福祉資金貸付金	こども政策課	7,098
奨学資金貸付金	教委総務課	656
学校給食費	健康教育課	935
合計		31,398

令和5年度財務会計システム関連予算 (単位:千円)

キャッシュレス決済等に未対応の納付書のうち、9割以上を発行している財務会計システムにおいて必要な対応を行う。

項目	事業費	内容
1 印刷製本費	1,122	・納付書に、バーコード欄や決済手段の追加記載をするなどのレイアウト変更を行う。
2 収納事務委託料※	3,099	・収納事務受託者と契約し、キャッシュレス決済やコンビニでの公金収納を行う。
3 財務会計システム改修委託料	10,212	・財務会計システムに、キャッシュレス決済等に必要のバーコードの出力機能を追加する。
合計	14,433	※「6 債務負担行為」対象

4 スケジュール

令和6年4月からの本格稼働に向け、令和5年度中に運用を開始する。

項目	時期	R5.4月 ~7月	8月~12月	R6.1月 ~3月	4月
システム改修		→			
収納事務受託者の選 定・導入準備		業者選定	導入準備		
運用開始				テスト稼働	本格稼働

5 財源内訳

(単位:千円)

事業費	財源内訳			
	国庫支出金	県支出金	その他※	一般財源
14,433	-	-	95	14,338

※その他財源は、特別会計からの徴収等事務費負担金

6 債務負担行為

(単位:千円)

契約期間を令和7年度までとすることから、債務負担行為を設定する。

キャッシュレス決済・コンビニエンスストア納付収納事務委託		財源内訳			
		特定財源			一般財源
期間	限度額	国庫支出金	県支出金	その他※	
令和6年度から 令和7年度まで	11,412	-	-	1,104	10,308

※その他財源は、特別会計からの徴収等事務費負担金



予算説明書					事業名	予算額
ページ	款	項	目	番号		
114～115	2 総務費	1 総務管理費	6 財産管理費	2-3	建物等維持補修費 (職員会館内部改修工事)	千円 17,643

1 事業概要

非耐震市有建築物に入居している外郭団体等の安全確保及び利便性の向上を図るための移転先として旧職員会館を活用するために、同会館の内部改修を行うもの。

2 施設概要

旧職員会館

【所在地】

長崎市桜町1番12号

【建物構造等】

鉄筋コンクリート造地下1階地上5階建
昭和61年建築(築37年)

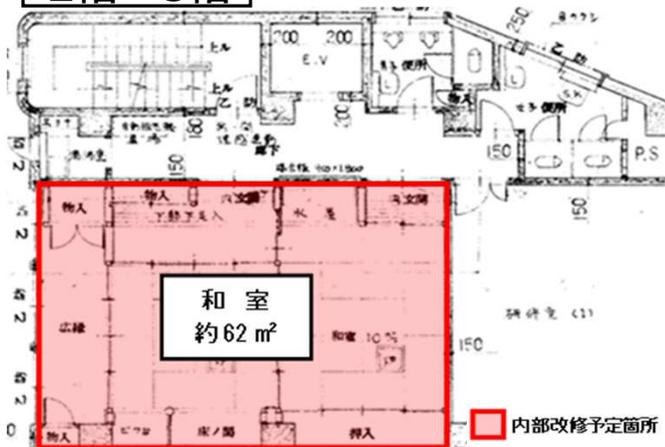
【延面積】

約830㎡

3 事業内容

- (1) 2階及び3階に配置している和室を事務室に改修(右図1参照)
- (2) 5階に配置している軽スポーツ室内のシャワー室を給湯室及びトイレに改修(右図2参照)

(図1) 2階・3階



【現況写真】

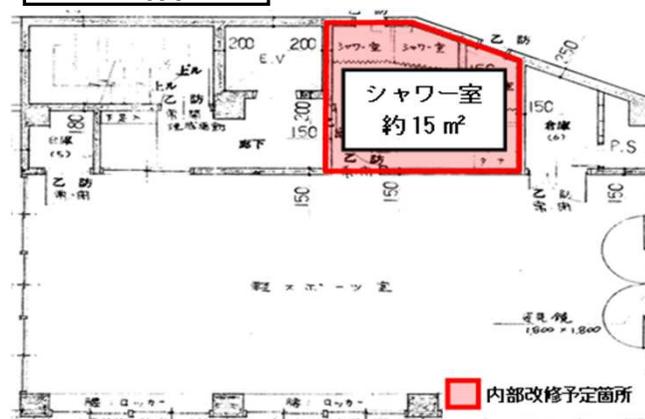


入口



室内

(図2) 5階



【現況写真】



室内

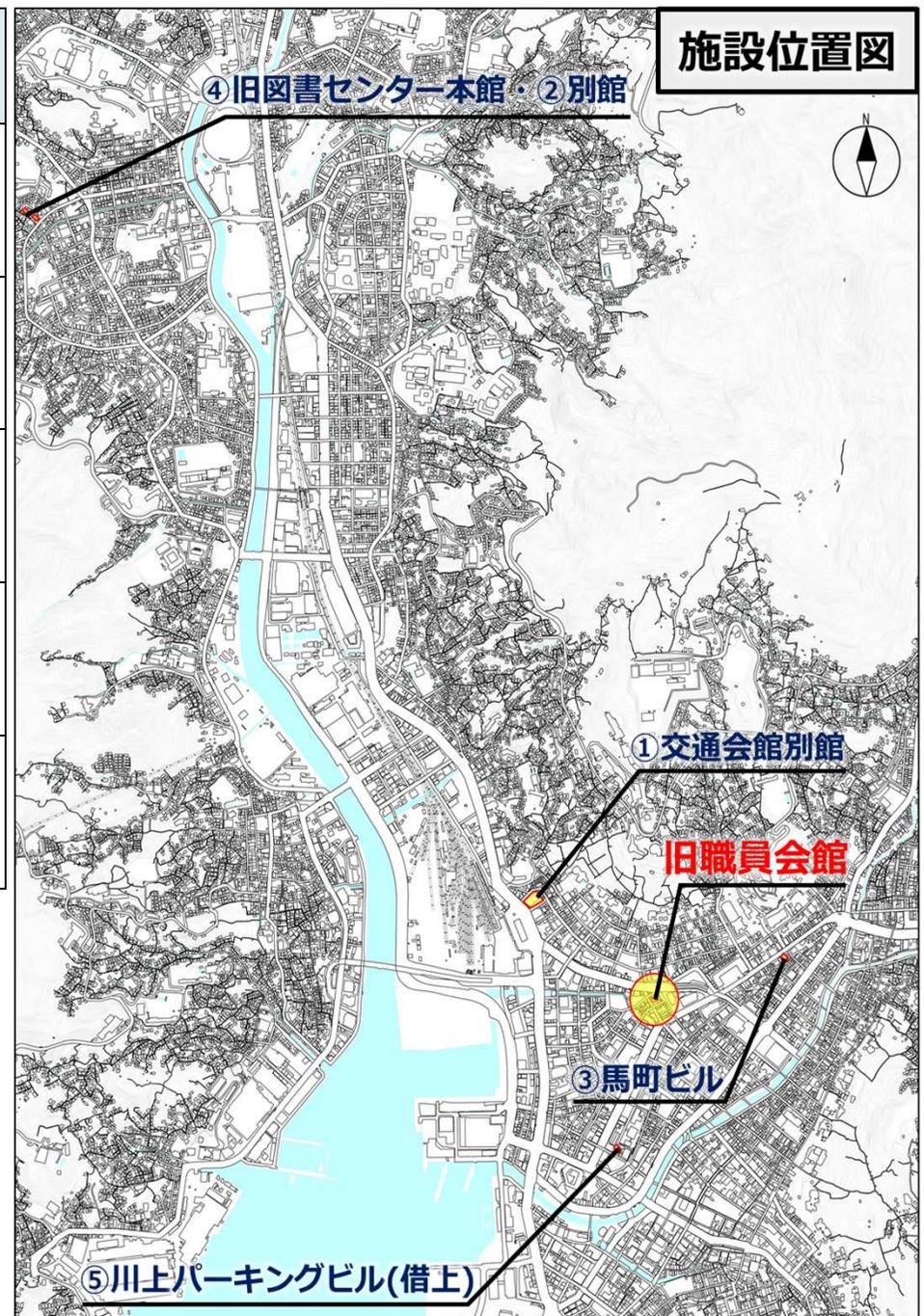


シャワー室

事業費 (千円)	財源内訳(千円)				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
17,643	-	-	-	-	17,643

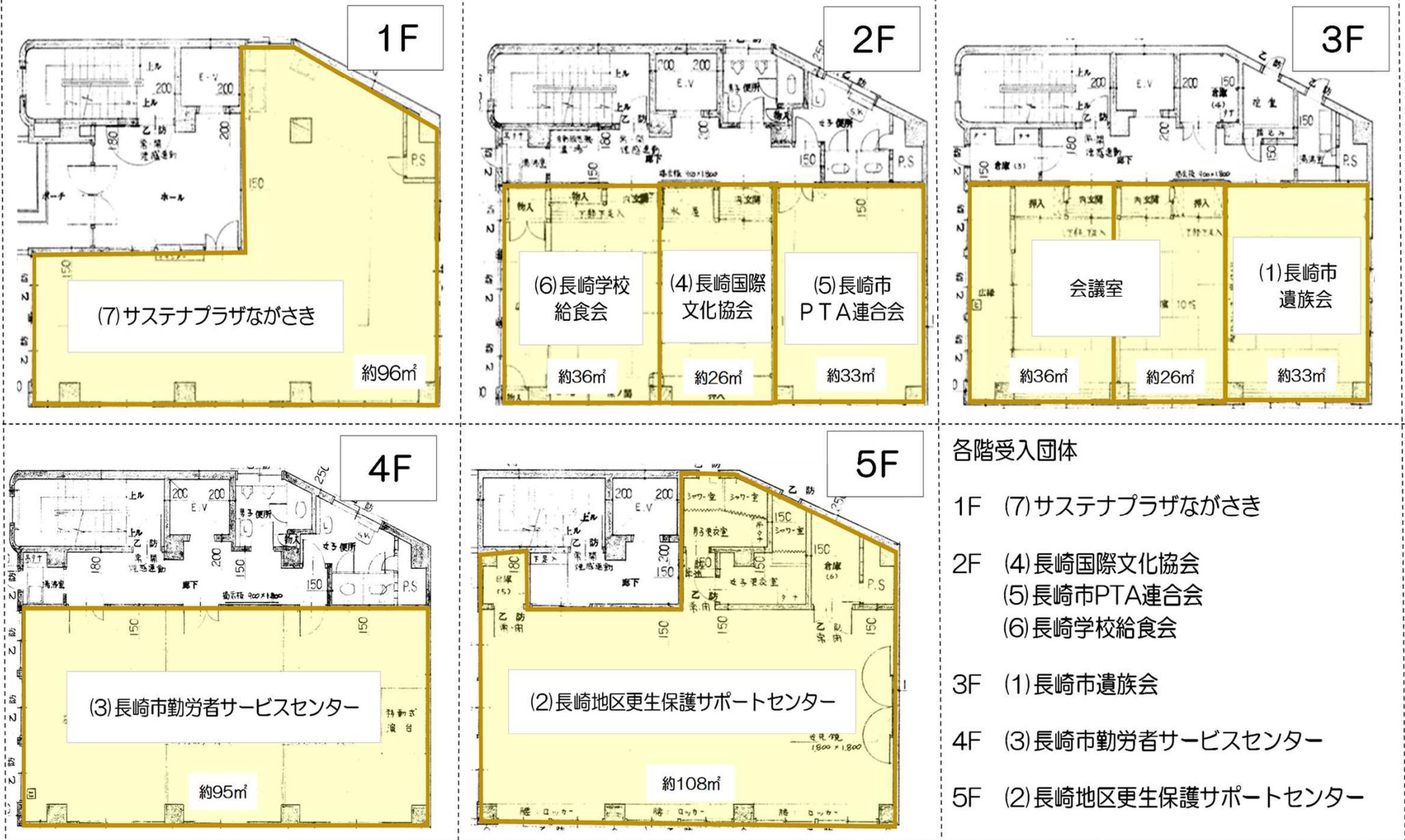
4 参考

建物名称	所在地	入居団体名	耐震性	築年数
① 交通会館別館	大黒町 3-1	(1)長崎市遺族会	×	60年
② 旧図書センター別館	若草町 9-3	(2)長崎地区更生保護サポートセンター	×	56年
③ 馬町ビル	馬町 25-2	(3)長崎市勤労者サービスセンター (4)長崎国際文化協会 (5)長崎市 PTA 連合会	×	44年
④ 旧図書センター本館	若草町 9-5	(6)長崎学校給食会	○	59年
⑤ 川上パーキングビル	万才町 10-16	(7)サステナプラザながさき	○	38年



旧職員会館

【受入団体配置図】



予算説明書					事業名	予算額
ページ	款	項	目	番号		
114～115	2 総務費	1 総務管理費	6 財産管理費	2-8	市有財産解体費	62,922 千円

1 事業の概要

公共施設マネジメント及び学校の統廃合による建物、工作物等の解体

2 事業内容

(1)解体工事費 54,615千円

- ア 公共施設マネジメントによる解体
 - (ア) 池島総合食料品小売センター [外海地区] ① (44,064千円)
- イ 学校の統廃合等による解体
 - (ア) 旧仁田佐古小学校屋外便所ほか [仁田佐古地区] ② (4,409千円)
 - (イ) 旧神浦ゲートボール場東屋、トイレ [外海地区] ③ (6,142千円)

(2)事務費 8,307千円

3 財源内訳

財源内訳 (千円)				
国庫支出金	県支出金	地方債※1	その他※2	一般財源
—	—	3,900	50,206	8,816

※1 公共施設等適正管理推進事業債 ②の解体工事費 充当率 90% 交付税措置なし
 ※2 過疎地域活性化基金繰入金 ①、③の解体工事費

① 池島総合食料品小売センター

施設の概要

名称
所在地
建物構造等
延床面積
建築年月

池島総合食料品小売センター
長崎市池島町1278番地12
鉄骨造スレート葺2階建
996.00㎡
昭和54年建築(築43年)



② 旧仁田佐古小学校屋外便所ほか

施設の概要

名称
所在地
建物構造等
建築年月

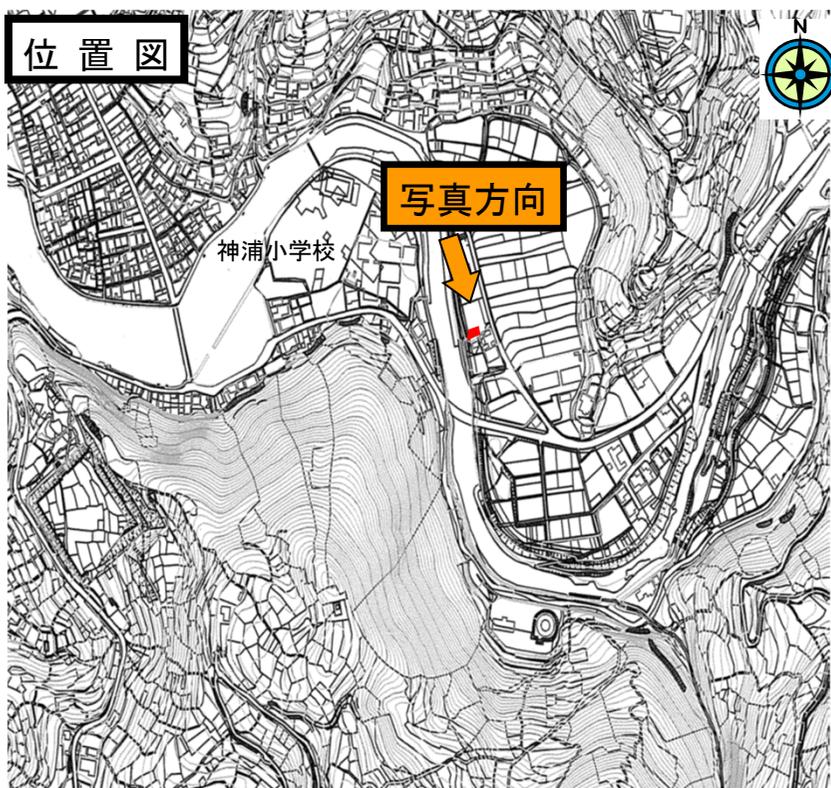
旧仁田佐古小学校屋外便所ほか
長崎市西小島2丁目103番地1
便所:鉄筋コンクリート造平家建 9㎡
倉庫:ブロック造平家建 35㎡
不明



③ 旧神浦ゲートボール場東屋、トイレ

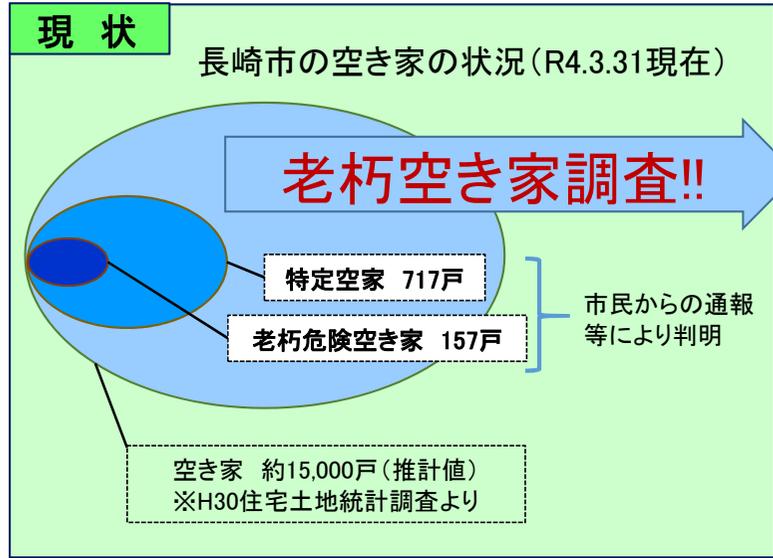
施設の概要

名称	旧神浦ゲートボール場東屋、トイレ
所在地	長崎市神浦丸尾町1052番地10
建物構造等	鉄筋コンクリート造平家建
延床面積	21.66㎡
建築年月	不明



予算説明書					事業名	予算額
ページ	款	項	目	番号		
136-137	2 総務費	2 徴税費	2 賦課費	1-3	固定資産評価費 (うち老朽危険空き家調査)	12,390 千円

事業の概要 税負担の公平性を確保しつつ、空き家の適正管理を促すことを目的に、今後居住の見込みのない「老朽危険空き家」にかかる固定資産税の住宅用地特例を解除するため、対象となる空き家の調査を市内全域で行うもの。



《市内の老朽危険空き家》



調査概要

STEP① 空き家データの購入(需用費 3,362千円)

民間事業者保有の空き家データ(緯度・経度の座標データ)を購入
※市内 約9,500件

STEP② 地番図情報システムへの空き家データの取込み(委託料 3,198千円)

(1) 「地番図情報システム」に空き家データをインプット
(2) 空き家の所在地、所有者を特定
(3) 老朽危険空き家候補を絞り込み
《耐震基準見直し前の昭和55年以前建築物へ絞り込み》
9,500件 × 70% = 6,650件
《システム内の画像情報により、老朽度が高い空家へ絞り込み》
6,650件 × 25% = 約1,700件

地番図情報システム…データ化した地図に、土地や家屋の課税情報を表示したもの

STEP③ 空き家の不良度測定(委託料 5,830千円)

住宅地区改良法の「住宅の不良度測定表」により、老朽危険空き家候補の不良度を測定。評点100点以上の「老朽危険空き家」を特定。

R5年度(委託料5,830千円)	《住宅の不良度測定表》 ・基礎、土台(25、50、100点) ・外壁(15、25点) ・屋根(15、25、50点) ・床(10、15点)	R6年度 R7年度 R8年度 上記STEP②により捕捉した「老朽危険空き家候補」を、民間事業者への委託により3か年計画で測定実施。(約1,700件)
-------------------------	---	--

各課が所有する「老朽化した空き家」の情報を取得し、民間事業者へ委託して測定実施。(約500件※)
※上記STEP②とは別掲

測定100点以上→老朽危険空き家
※住宅用地特例解除(条例にて規定)

事業費(千円)	財源内訳(千円)				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
12,390	-	-	-	-	12,390

予算説明書					事業名	予算額
ページ	款	項	目	番号		
136～137	2 総務費	2 徴税費	2 賦課費	1-6	個人住民税課税システム整備費	209,344 千円

1 事業の概要

「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」及び「基本方針」により、標準化対象20業務(個人住民税業務含む)については、「令和7年度末までに国が整備するクラウド環境を活用した標準化準拠システムへの移行を目指すこと」とされている。

このことから、「長崎市情報システム標準化に係る移行計画書」に基づき、現在運用している個人住民税課税システムのソフトウェア保守期限が切れることもあり、令和7年1月稼働に向け、標準化準拠システムとなる個人住民税課税システムを整備し、業務の効率化や課税の適正化を図り、安定した税収の確保、市民サービスの向上を図るもの。

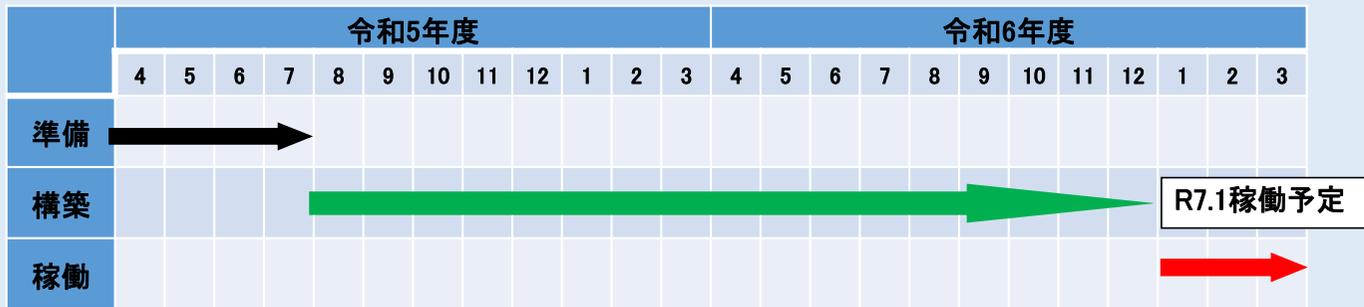
2 事業内容

標準化準拠システムとなる個人住民税課税システムの構築委託を令和5～6年度の2か年で行う。

【経費内訳】

令和5年度	令和6年度	合計	<ul style="list-style-type: none"> ・環境構築作業(ハード・ソフトウェア、回線等のインフラ設計・構築作業) ・税系、福祉系、住民記録系システム等との連携構築作業 ・データ移行作業(現行システムからのデータ移行作業) ・操作マニュアル作成、職員研修など
当初予算	債務負担行為設定		
委託料 209,344千円	委託料 269,156千円	478,500千円	

3 事業スケジュール



4 財源内訳

事業費 (千円)	財源内訳(千円)				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他※1	一般財源
209,344	-	-	-	16,646	192,698

※1 事業助成金(デジタル基盤改革支援補助金:補助率10/10)
 (自治体の人口規模に応じて標準化対象20業務全体の補助上限額が設定され、長崎市の補助額375,900千円(令和3～7年度)を、標準化対象業務システム構築時の経費をもとに按分したもの)

自治体情報システムの標準化・共通化

これまでの取組・現状

- 自治体ごとにおける情報システムのカスタマイズにより、
 - ・維持管理や制度改正時の改修等において、自治体は個別対応を余儀なくされ負担が大きい
 - ・情報システムの差異の調整が負担となり、クラウド利用が円滑に進まない
 - ・住民サービスを向上させる最適な取組を迅速に全国へ普及させることが難しい 等の課題が発生。
- このような状況を踏まえ、地方公共団体に対し、標準化対象事務(※) について、標準化基準に適合した情報システム(標準準拠システム) の利用を義務付ける「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」が成立。

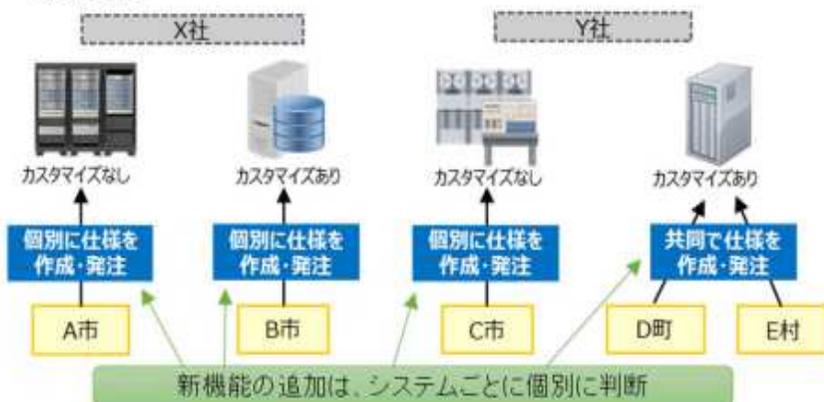
※ 20業務(児童手当、子ども・子育て支援、住民基本台帳、戸籍の附票、印鑑登録、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、戸籍、就学、健康管理、児童扶養手当、生活保護、障害者福祉、介護保険、国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金)

目標・成果イメージ

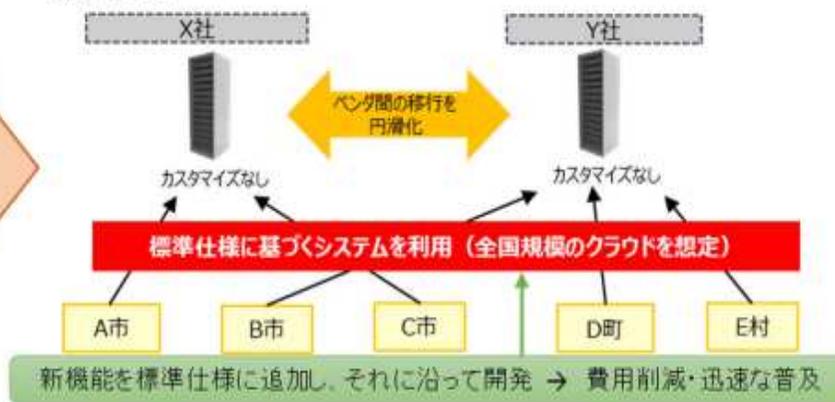
- 標準化・共通化の取組により、人的・財政的な負担の軽減を図り、自治体の職員が住民への直接的なサービス提供や地域の実情を踏まえた企画立案業務などに注力できるようにするとともに、オンライン申請等を全国に普及させるためのデジタル化の基盤を構築。
- 令和7年度までに、標準準拠システムへの円滑な移行を目指す。

情報システムの標準化イメージ

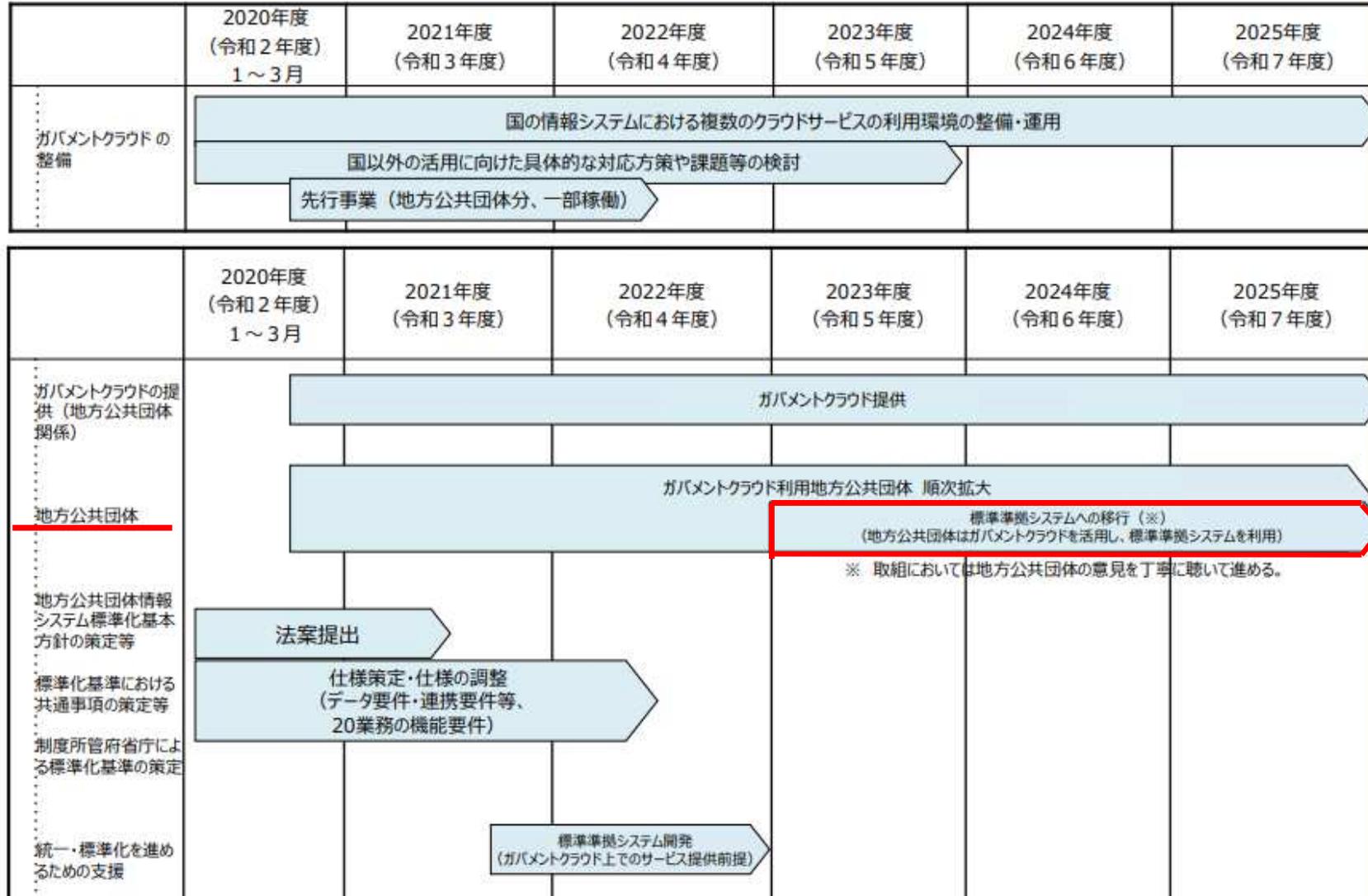
【標準化前】



【標準化後】



地方自治体の基幹業務システムの統一・標準化に向けたスケジュール



デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和3年12月24日閣議決定）をもとに作成

予算説明書					事業名	予算額
ページ	款	項	目	番号		
138～139	2 総務費	2 徴税费	3 徴収費	1-1	口座振替等取扱事務費 (うちWeb口座振替受付サービス導入分)	千円 408

1 事業概要

市税等の口座振替申込みにおいて、パソコンやスマートフォンを使ってWeb上で手続きができる口座振替受付サービスを導入し、日頃、市や金融機関の窓口に来ることのできない納税者への利便性を高めることで、口座振替を促進し、市税等の収納率及び納期内納付率の向上を図る。

【従来の口座振替申込手続き】

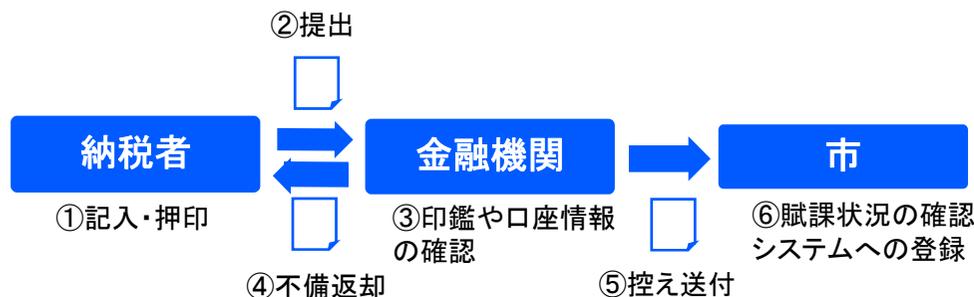
○現状

- ・金融機関か収納課(ペイジー口座振替受付サービス※)での受付
- ・受付できるのは窓口が開いている時間のみ
- ・窓口に出向くことができない人は郵送で対応

※専用端末(市と金融機関を結ぶネットワーク)にキャッシュカードを認証させることで申込みができる方法

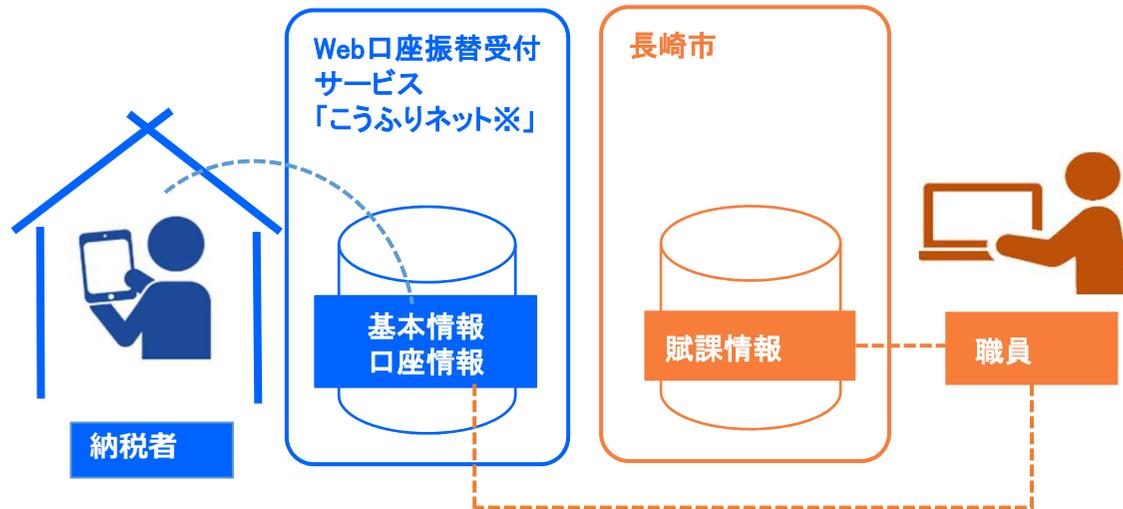
○課題

- ・平日に窓口に行く暇がない(仕事を休めない)
- ・金融機関では届出印が一致しないと受付できない
- ・郵送の場合、やりとりに時間がかかる
(市→納税者→市→金融機関)
- ・紙での手続きのため、デジタル化が急務

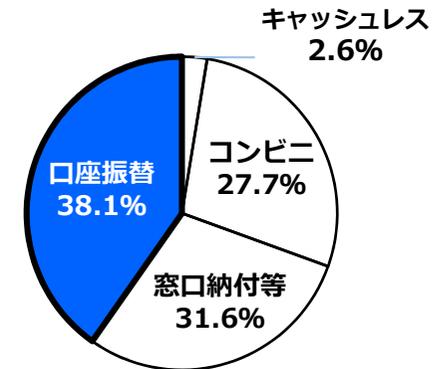


2 事業内容

※FFG(ふくおかフィナンシャルグループ)が
開発・提供するサービス



市税等の納付件数割合（令和3年度実績）



○納税者

自宅等からスマホ等で申込受付サイトにアクセスし、基本情報や口座情報を入力

○職員

口座情報が認証された後、管理画面でデータを取得し、税系システムに登録

○効果

- ・パソコンやスマートフォンを日常的に使っている納税者(特に若い世代)の口座振替の利用促進
- ・市民の利便性の向上と事務の効率化

3 事業費内訳

(1) システム設定等委託料	220千円
(2) 取扱手数料 ・FFG @150円/件 ・その他の金融機関 @250円/件	188千円

4 財源内訳

事業費	財源内訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他※	一般財源
千円 408	千円 —	千円 —	千円 —	千円 86	千円 322

※特別会計からの事務費負担金

市税の状況

1 R5当初予算

令和5年度市税当初予算額

549.2億円 (R4当初予算額 539.3億円)

※増減は対R4当初予算比

個人市民税 ▲2.3億円 (▲1.2%)
(納税義務者の減、ふるさと納税の増に伴う寄附金控除の増など)

- 納税義務者数の減
R4 192,674人⇒R5 190,384人(▲2,290人、▲1.2%)
- ふるさと納税の増に伴う寄附金控除の増(減収)
R4 6.8億円⇒R5 10.2億円 (+3.4億円、+50.0%)
- 1人あたり所得額の増
R4 3,202千円⇒R5 3,228千円(+26千円、+0.8%)

法人市民税 +1.6億円 (+3.5%)
(企業における経常利益の好転など)

日本銀行全国企業短期経済観測調査をもとに試算

区 分		R4	R5
経常利益 伸び率 (対前年度)	県内	▲29.8%	7.3%
	全国 (製造業)	40.7%	13.8%
	全国 (非製造業)	29.9%	15.9%

※伸び率は、各年12月調査数値をもとに試算

**個人市民税
191.8億円**

**法人市民税
46.7億円**

**固定資産税
213.1億円**

**都市計画税
40.2億円**

宿泊税 3.7億円

**その他
53.7億円**

固定資産税 +3.5億円 (+1.7%)
(土地の負担調整措置による増、家屋の新増築の増など)

- 土地 負担調整措置による増 +1.8億円
(コロナ対策の軽減措置終了など)
- 家屋 新増築家屋による増 +2.4億円
(新大工再開発・新幹線関連事業に伴う大型非木造家屋の増)

都市計画税 +1.0億円 (+2.5%)

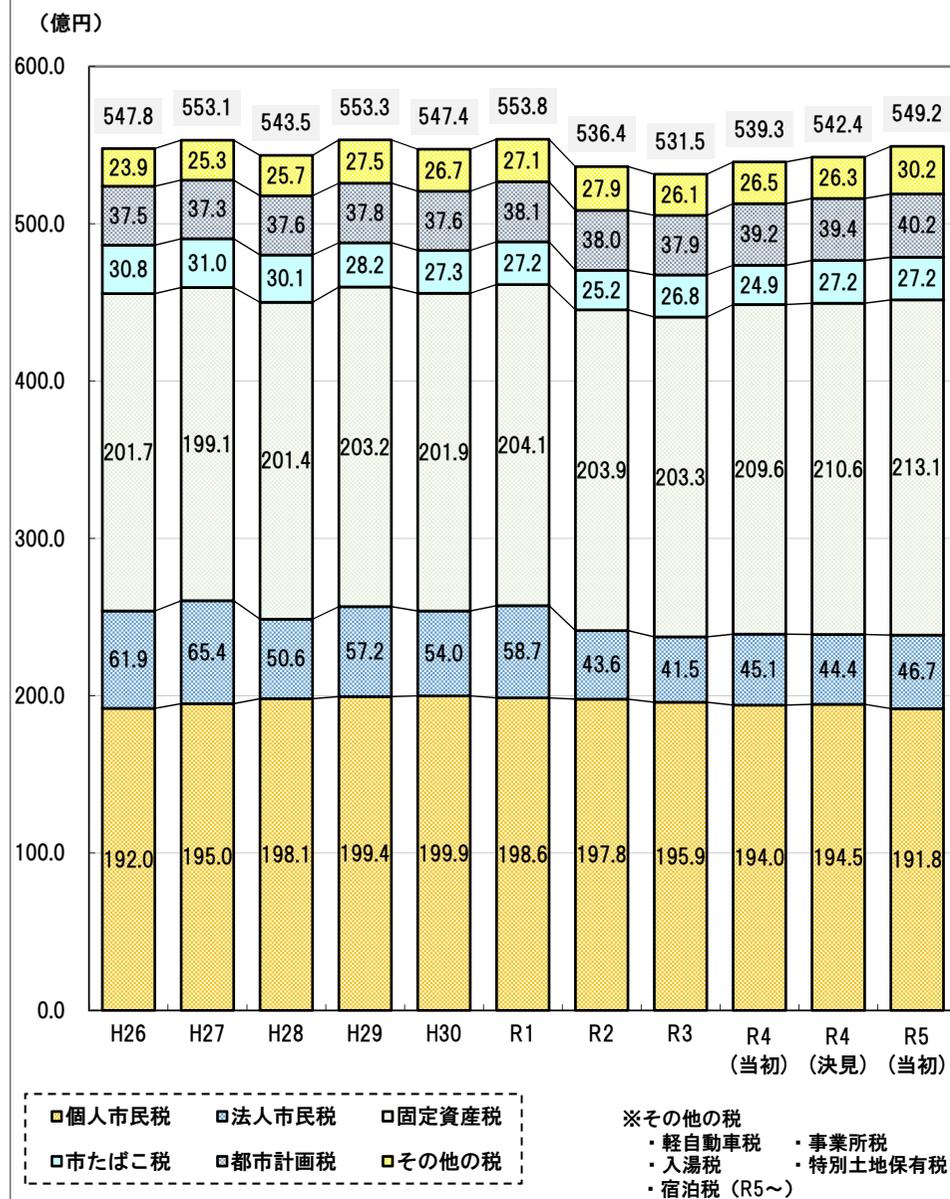
【新】宿泊税 +3.7億円
(法定外目的税としてR5年4月から導入)

市たばこ税 27.2億円(+2.3億円、+9.3%)
事業所税 15.3億円(▲0.1億円、▲0.5%)
軽自動車税 10.7億円(+0.1億円、+0.4%)
入湯税 0.5億円(+0.1億円、+39.6%)

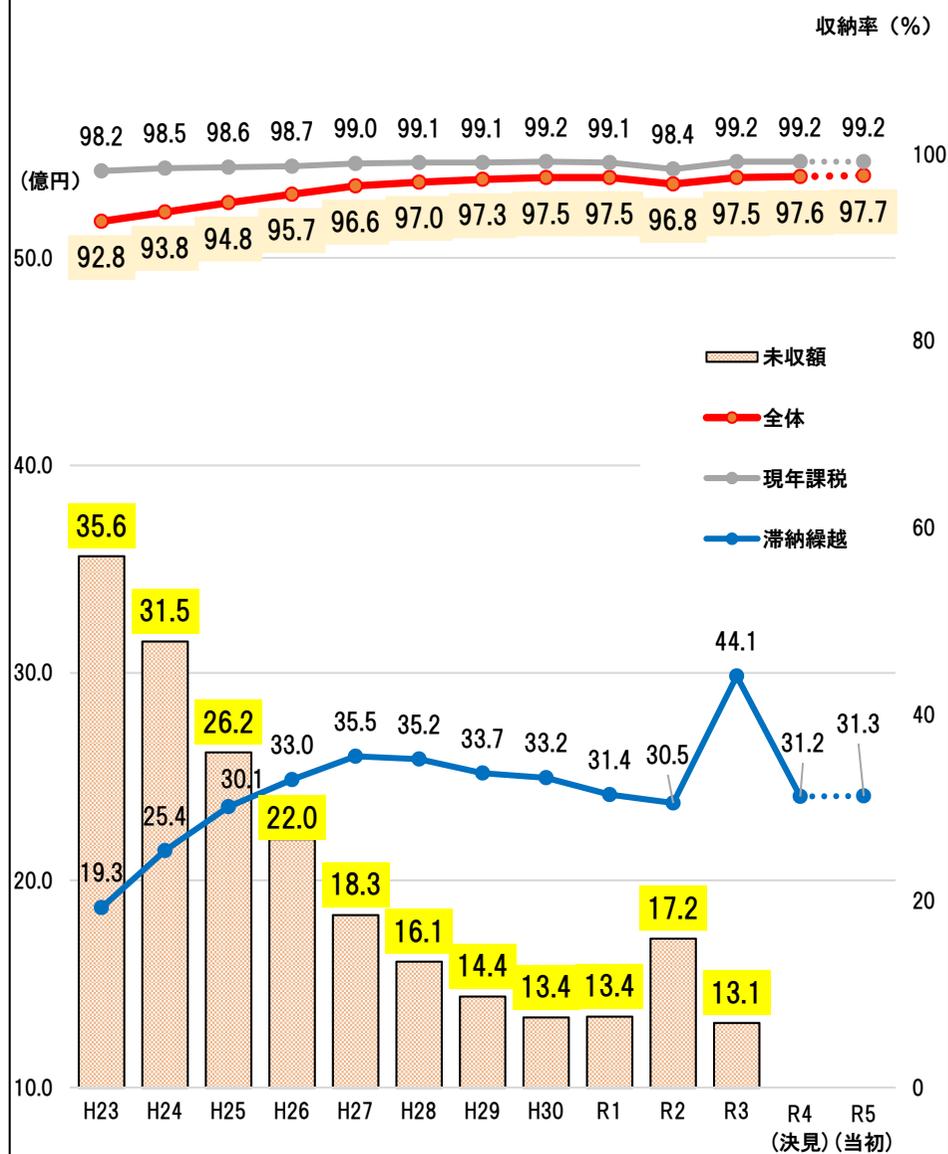
《参考》

- 徴収猶予(特例): R5年度で全額徴収予定2,100万円

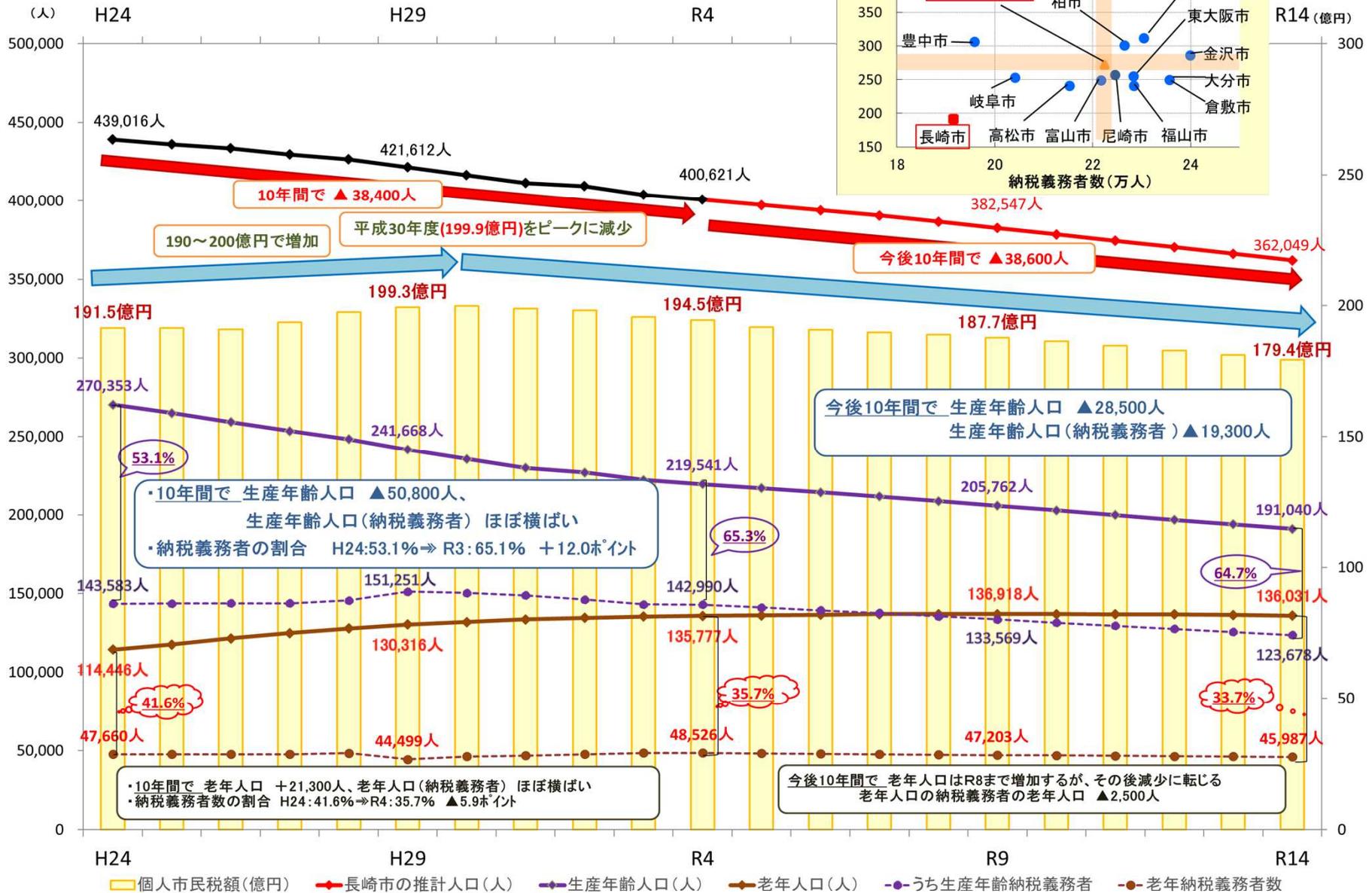
2 市税収入額の推移



3 市税の徴収率及び収入未済額の推移



4 個人市民税と人口の推移

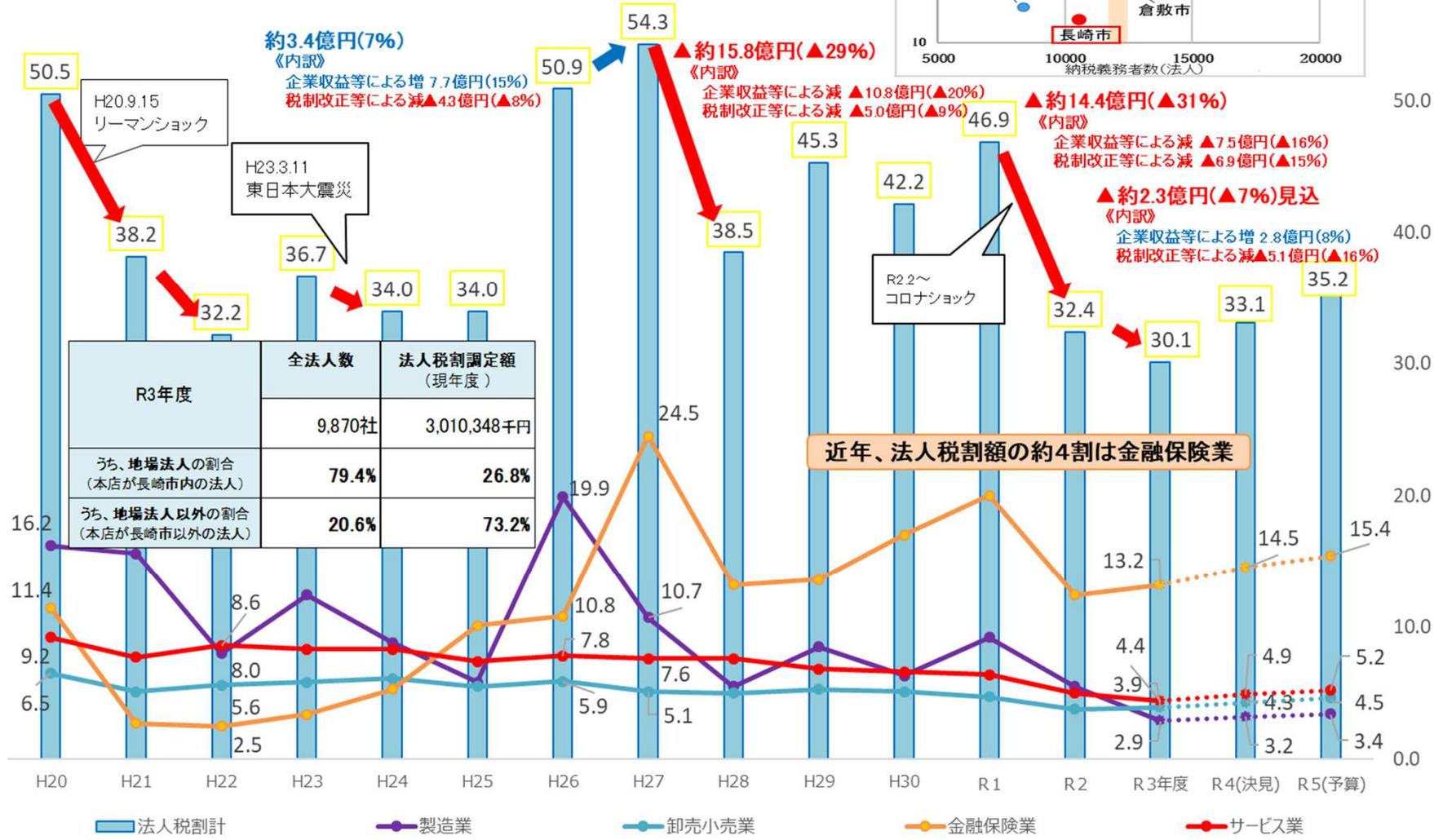
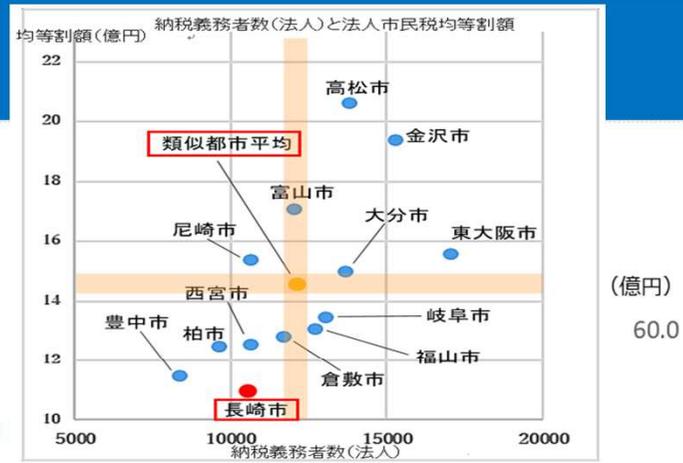


※H23~R3人口は実数値、R4以降は推計値

※令和5年度以降の納税義務者数には年金支給開始年齢引上の影響を加味
(加味しない場合と比べ、引上の完全移行翌年度である令和8年度で納税義務者数3,284人の増を見込)

5 法人市民税(法人税割額)の主な業種別の推移

- H20リーマンショック後▲24%、▲16%、特に製造業・金融保険業にマイナス影響
- H23東日本大震災後▲7%、特に製造業にマイナス影響
- R2新型コロナの企業収益等による増減【R1⇒R2】▲16% 【R2⇒R3】+11%
- 税制改正(税率14.7%→12.1%:H26.10開始事業年度分) ▲9.3億円
(税率12.1%→8.4%:R元.10開始事業年度分) ▲12.0億円
⇒ 法人住民税の交付税原資化

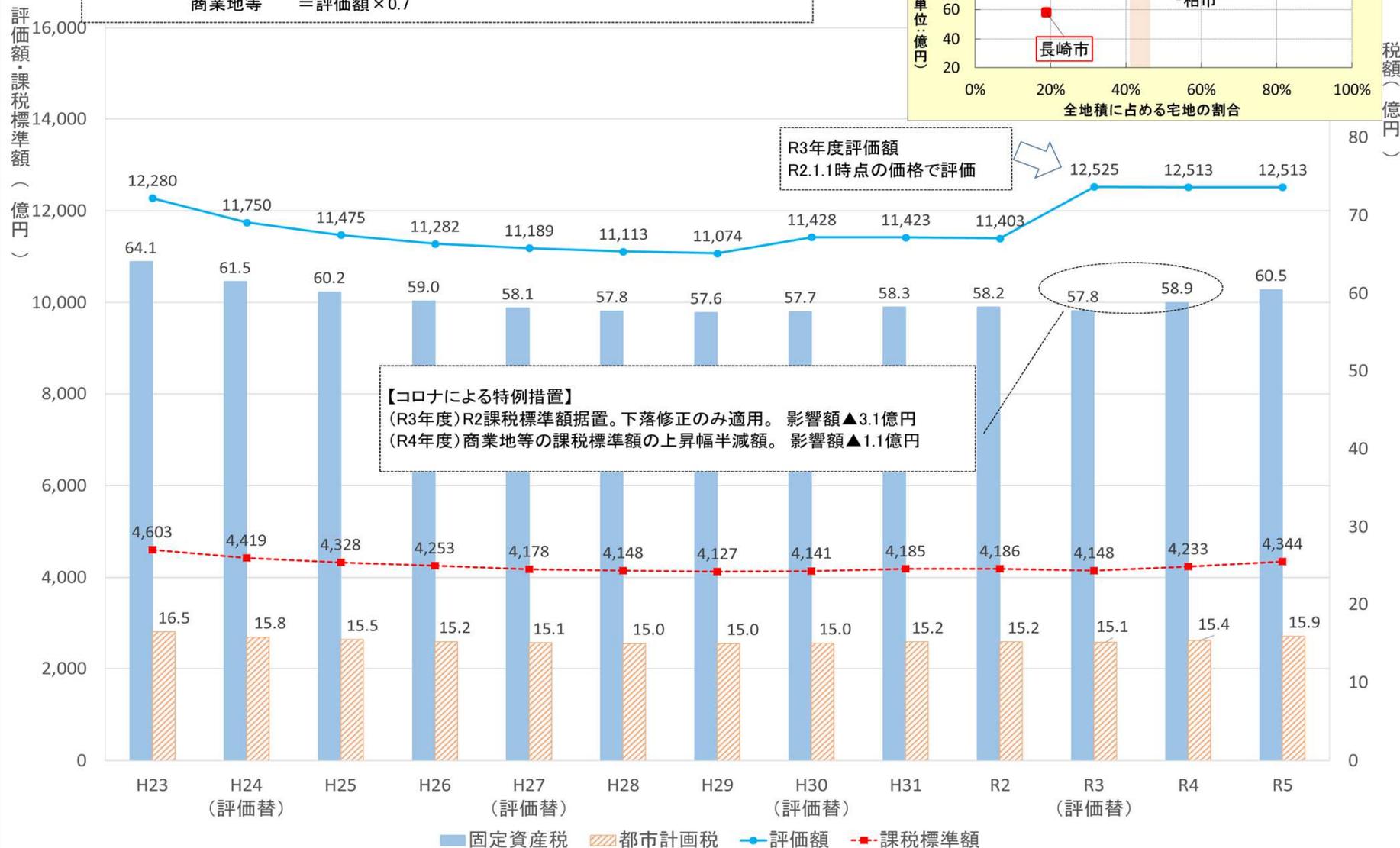
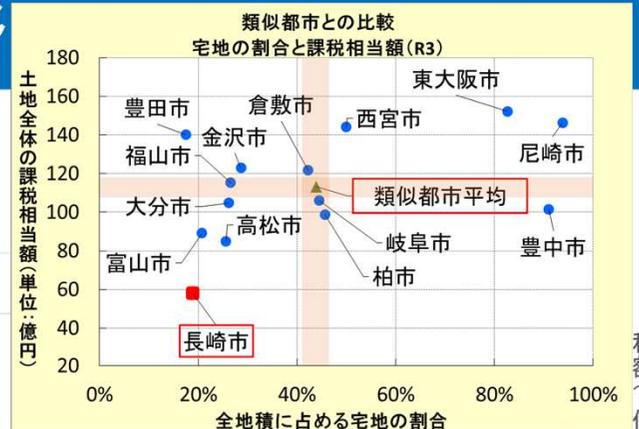


R3年度	全法人数	法人税割調定額 (現年度)
	9,870社	3,010,348千円
うち、地場法人の割合 (本店が長崎市内の法人)	79.4%	26.8%
うち、地場法人以外の割合 (本店が長崎市以外の法人)	20.6%	73.2%

近年、法人税割額の約4割は金融保険業

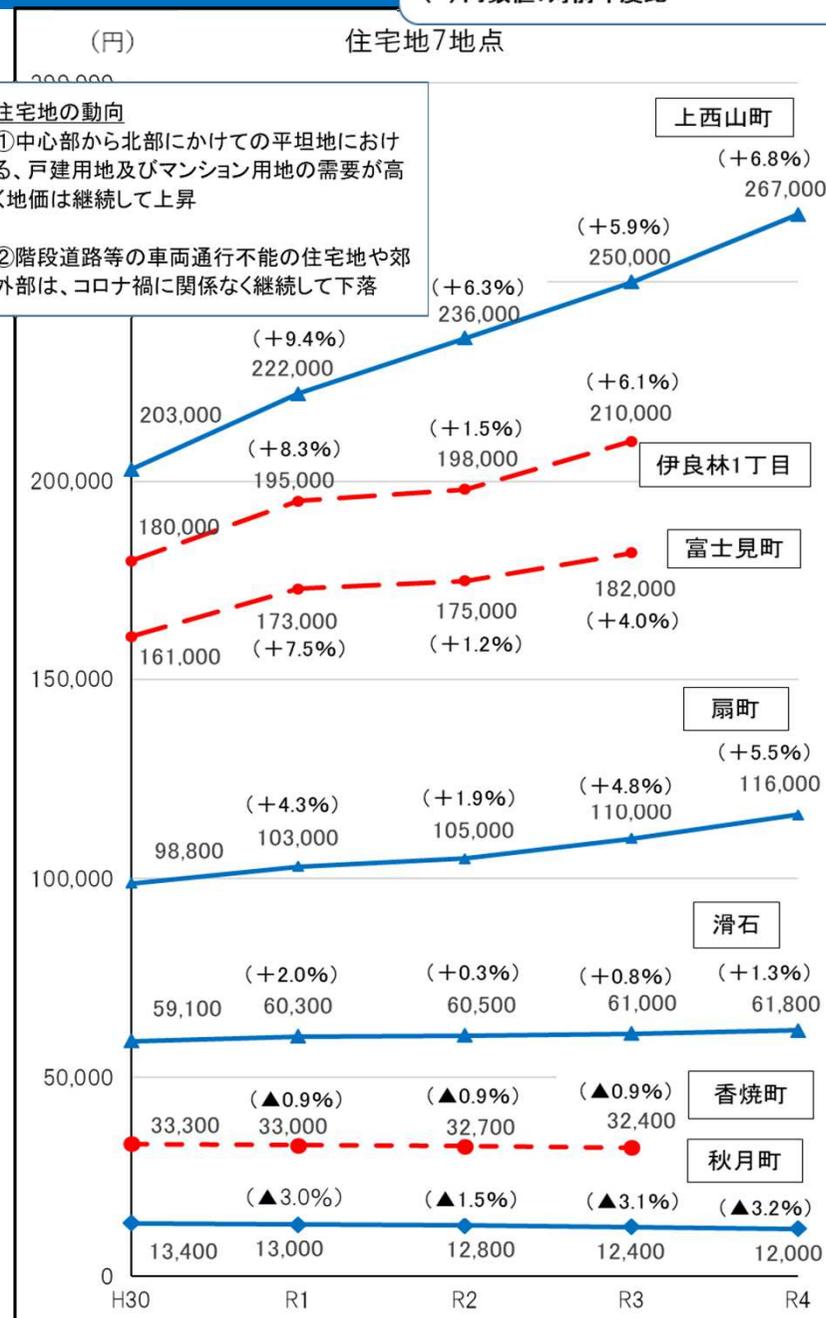
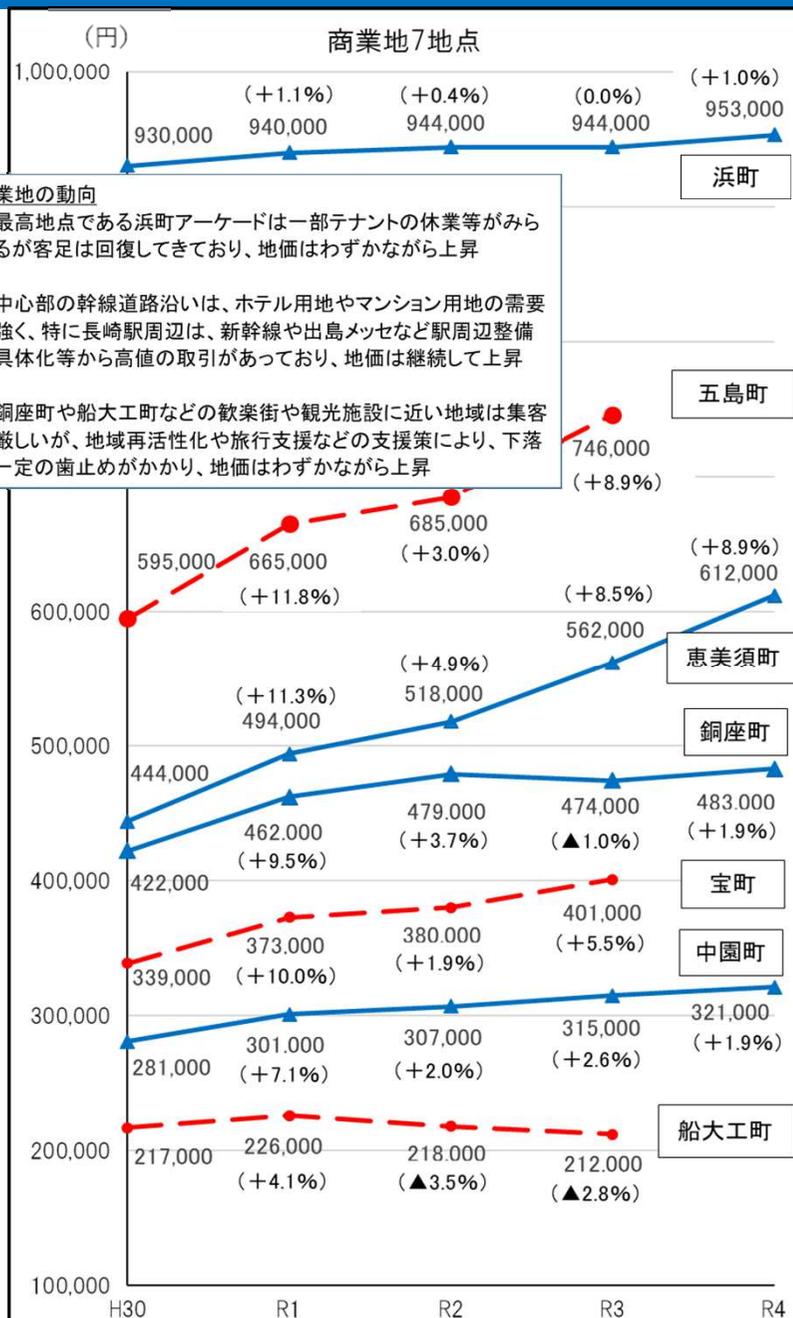
6-1 土地評価額(課標)及び税額(固定・都計)の推移

評価替 : 基準年度(3年)ごとに実施。3年間据置
 下落修正 : 2年度目及び3年度目に価格が下落した場合、価格を修正
 負担調整 : 評価替えに伴う税負担の上昇幅が大きくなる場合、上昇幅を一定範囲に抑える措置
 評価額 : 地価公示価格等 × 0.7
 課税標準額 : 住宅用地特例 = 評価額 × 1/6
 商業地等 = 評価額 × 0.7

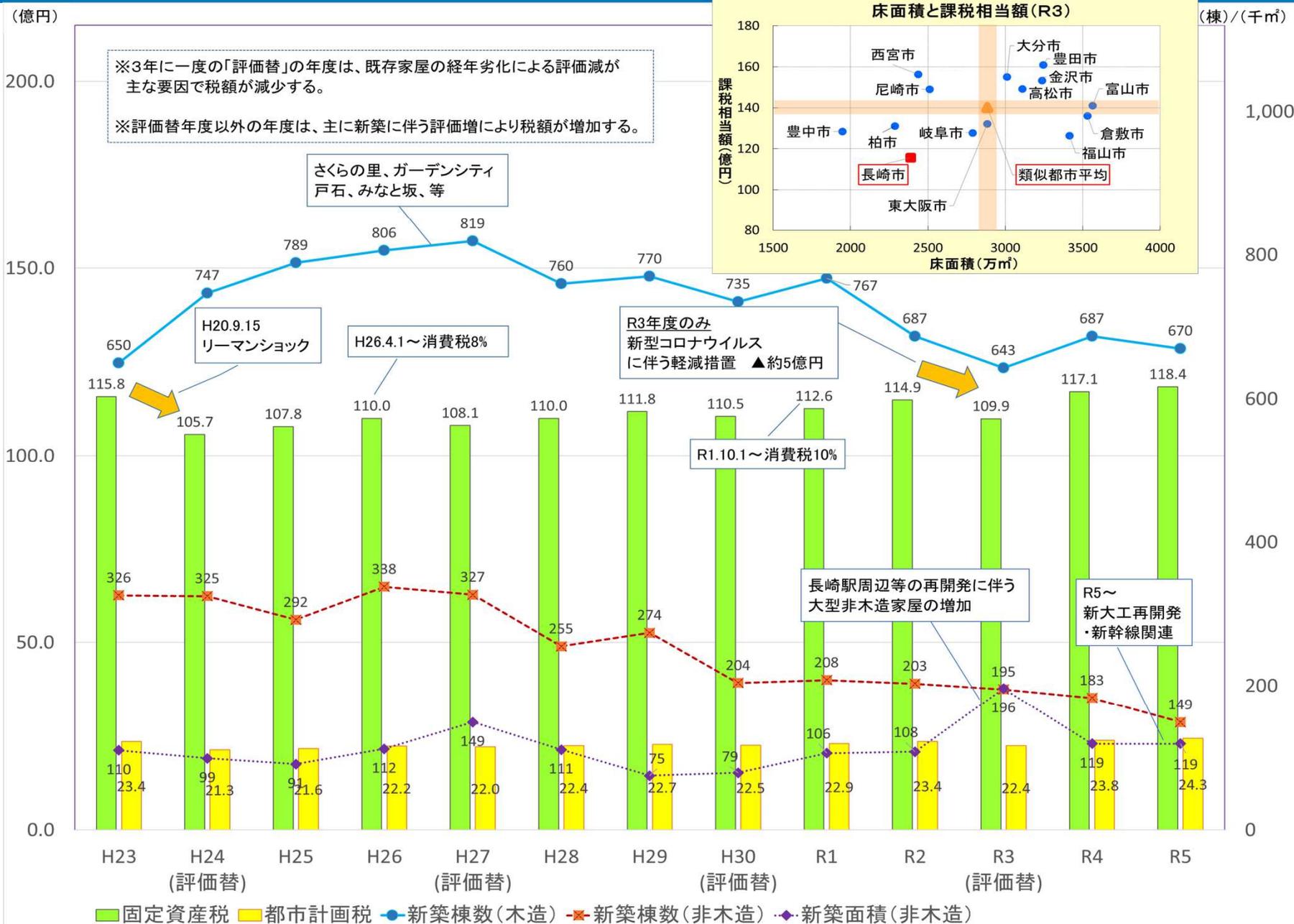


6-2 令和4年地価公示及び地価調査の概要

青線：地価調査地点(各年度7月1日現在の価格)
 赤線：地価公示地点(各年度1月1日現在の価格)
 ()内数値：対前年度比



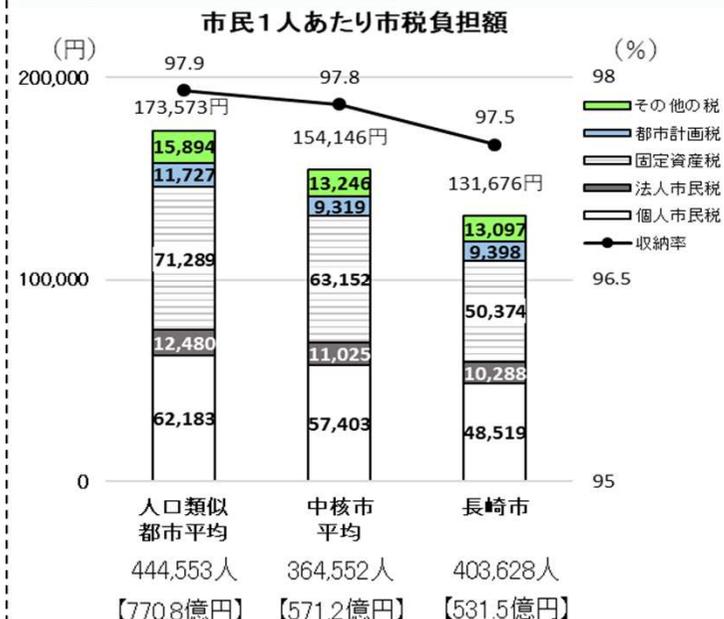
7 家屋の税額(固定・都計)と新築棟数・新築面積の推移



8 人口類似都市との市税収入額比較 (R3決算)

※平均値:長崎市除く

※人口類似都市:人口40万人以上 50万人以下の都市(長崎市以外)



■人口類似都市平均との比較

(1) 市民1人あたり税収

・長崎市の市税収入は、平均(770.8億円)の70%弱(531.5億円)で、市民一人あたり負担額は、平均(173,573円)の75%程度(131,676円)で、約42,000円/人少ない。

(2) 主な税目別

ア 個人市民税 ▲13,664円/人

・長崎市の人口に対する納税義務者の割合は48%で、平均より2ポイント(約30,000人)低い。
 ・納税義務者のうち給与所得者の割合は77%で、平均より3ポイント低く、給与所得者数は類似都市の中でも最も少ない。

・給与所得者のうち給与収入300万円以下は平均を7ポイント上回り、類似都市で最も高い。(低所得者が多い)

イ 法人市民税 ▲2,192円/人

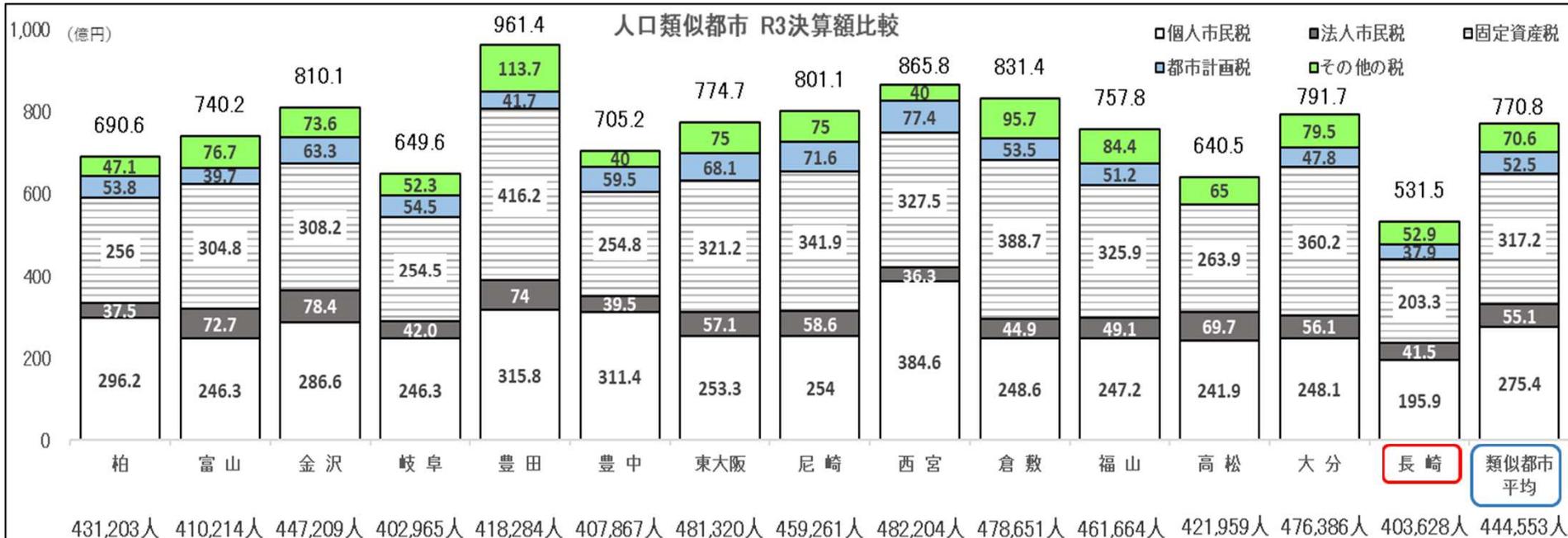
・長崎市の法人数は類似都市平均の84%程度で、また、大企業(資本金1億円超)数も90%と少ない状況。
 ・業種別割合はサービス業が38%と最大で、平均より9ポイント多く、製造業は7%と平均より6ポイント低い。

ウ 固定資産税/都市計画税 ▲23,244円/人

・土地は全地積に占める宅地の割合が19%で、平均より25ポイント低く、また、1㎡あたり評価額も平均の61%(33,991円)となっている。

・家屋は棟数、床面積いずれも平均の83%となっている。

※山林や斜面地が多く、宅地が少ないことから、土地・家屋の価格が低い。



9 宿泊税の積算及び活用

(1)概要

ア 課税客体(税金のかかる対象)

長崎市内の宿泊施設への宿泊行為

イ 納税義務者

長崎市内の旅館・ホテル、簡易宿所、住宅宿泊事業に係る施設への宿泊者

ウ 税額 宿泊者1人1泊あたり次のとおり

宿泊料金	税額
1万円未満	100円
1万円以上2万円未満	200円
2万円以上	500円

エ 課税免除

(ア) 修学旅行等の宿泊を伴う学校行事に参加する児童、生徒並びに引率者

(イ) 宿泊を伴うスポーツ大会・文化大会に参加する児童、生徒並びに引率者

オ 導入時期 令和5年4月1日

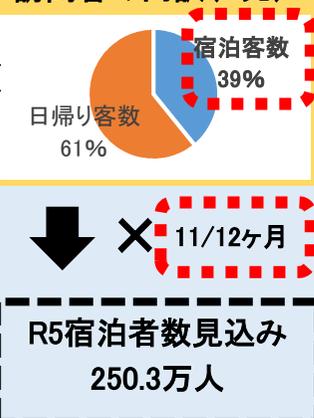
(2)予算額の積算

訪問客数の推移

※長崎市観光・MICE戦略数値目標より



訪問客の内訳(R円)



課税免除対象見込み 28.5万人を除いた

宿泊税の対象となる宿泊者数を**221.8万人**と試算

宿泊料金	税額(円)	R5宿泊者数(万人)	R5予算額(千円)
1万円未満	100	101.4	101,445
1万円以上2万円未満	200	110.3	220,512
2万円以上	500	10.1	50,380
合計	-	221.8	372,337

9 宿泊税の積算及び活用

(3)活用事業	充当額合計	372,337千円
①サービス向上・消費拡大 53,395千円 (事業費 94,146千円)	②情報提供 141,633千円 (事業費 203,924千円)	
○観光地域づくり推進費 45,950(46,855) ・サステナブルツーリズムの提供 13,618 ・体験商品・長崎グルメ情報の提供 22,045 ・店舗情報の充実(Google Business Profileの活用) 10,287 ○長崎さるく推進費 2,348(37,095) ・長崎さるくの情報発信、ガイド研修 ○ナイトタイムエコノミー推進費 5,097(10,196)	○観光地域づくり推進費 139,078(178,997) ・観光ワンストップサイトにおける情報提供 30,391 ・デジタル広告等による訴求プロモーション 108,687 ○シーボルト来日200周年記念事業費 2,055(20,163) ・記念事業における広報プロモーション ○世界・日本新三大夜景推進費 500(4,764) ・日本新三大夜景情報発信	
③受入環境整備 44,193千円 (事業費 136,123千円)	④緊急時の対応等 111,312千円	
○観光地域づくり推進費 32,601(68,074) ・市民及び市内事業者のおもてなし機運醸成 29,126 ・MICE向けコンテンツの充実 3,475 ○世界遺産保存整備事業費 「明治日本の産業革命遺産」 1,850(35,500) ・グラバー園 旧三菱第2ドックハウス(世界遺産ガイダンス施設)デジタル映像導入等による展示リニューアル ○総合観光案内所運営費 9,742(32,549)	○観光交流基金積立金 111,312	
	⑤宿泊税賦課費 21,804千円 (事業費 21,816千円)	
	○宿泊税周知に係る広告費や賦課システム等	

9-1 宿泊税導入に向けた準備状況

<長崎市宿泊税申告・納付手続きに係る実務者説明会>

(1) 開催概要

昨年7月に宿泊税の導入に係る説明会を開催したが、宿泊税導入まで2か月を切った2月に宿泊事業者の不安や、疑問点などを解消する機会を設けるため要望により開催

○日時: 令和5年2月13日(月)

午前の部 10:30~12:00 出席施設 26施設 出席者 32名(うち旅館組合事務局含む)

午後の部 14:00~15:30 出席施設 29施設 出席者 42名(うち旅館組合事務局含む)

合計 53宿泊施設 74名

会場: 長崎市役所 2階 多目的スペース

説明内容: ①宿泊税特別徴収事務(申告・納付等)について

②宿泊税の電子申告について

③課税免除と周知状況について

※参考 前回7月1日、4日、5日 説明会 三日間合計80施設

<長崎市宿泊税特別徴収義務者申告状況>

令和5年2月28日現在

特別徴収義務者申告 対象215施設		
登録済	196施設(91%)	210施設(98%) 申告見込
申請中など	1施設(1%)	
電話確認済	13施設(6%)	
不通・調査	5施設(2%)	現地調査等予定

<長崎市宿泊税システム整備費補助金申請状況>

補助率2分の1(千円未満切り捨て)補助限度額 50万円
令和4年度予算額 78,500千円

長崎市宿泊税システム整備費補助金 全体215施設中			
申請	39施設(18%)	8,955千円	
交付決定	39施設(18%)	8,953千円	
確定	16施設(7%)	2,721千円	
○整備内訳(複数選択施設あり)			
システム改修	システム構築	ハードウェア購入	ソフトウェア購入
20	7	20	8

9-1 宿泊税導入に向けた準備状況

<宿泊税の電子申告について>

(1) 概要

納入申告書の提出の際、郵送や窓口での紙提出だけではなく、パソコンやタブレットなどからの電子申告による提出について宿泊事業者から要望

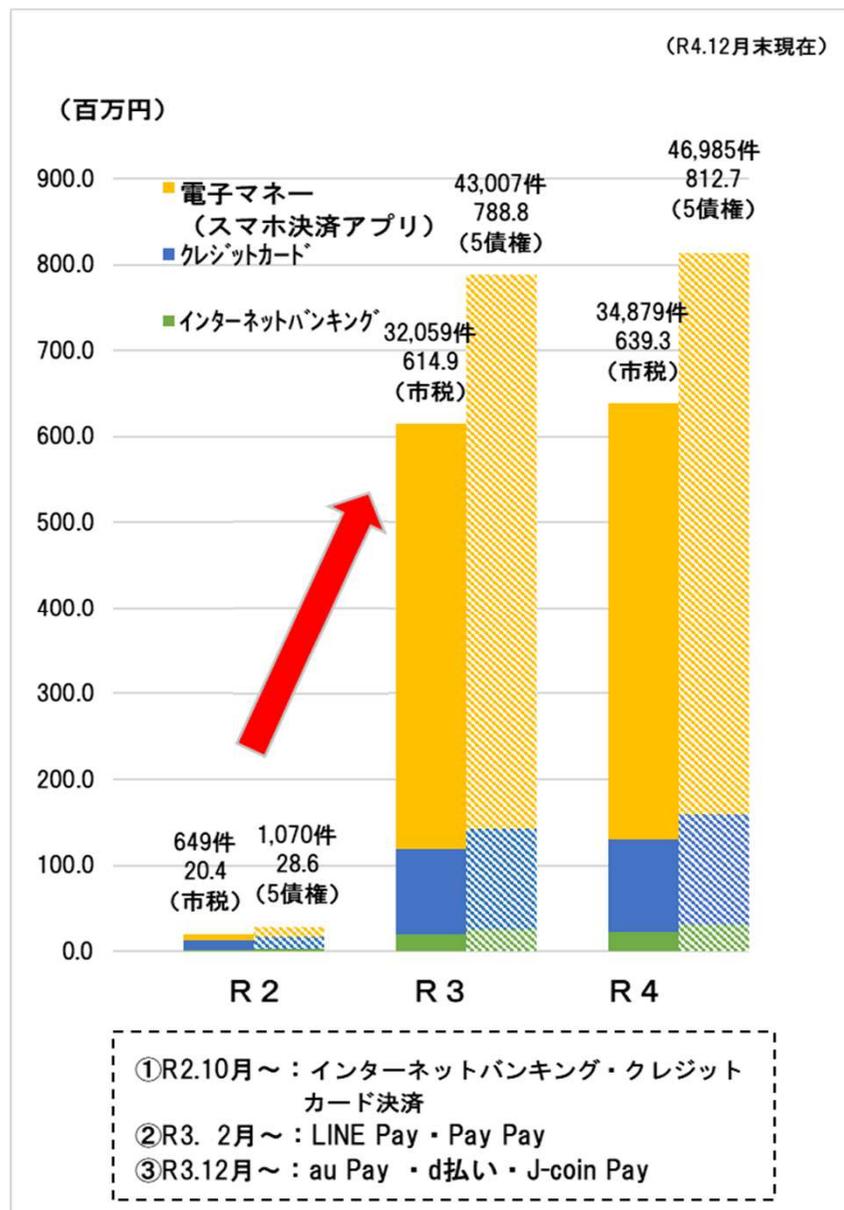
(2) 対応状況

電子申告手続き実現へ向け、昨年10月から運用している「長崎市電子申請サービス」を利用した宿泊税の納入申告手続きについて、令和5年4月宿泊分の5月の申告から利用できるよう準備中

現在、システムの検証作業を行っており、「長崎市宿泊税電子申告の手引」作成や3月中に利用者へ周知を行う予定

広報時期	広報場所	広報物
R4.11.28～	JR九州駅構内(長崎・浦上・諫早・武雄温泉・博多)	B1ポスター
R4.12.1～	長崎駅構内	サイネージ
	長崎近郊JR車内	B3ポスター
	空港バス	ステッカー、A4チラシ
	バスターミナル	B1ポスター
	サービスエリア(金立・川登)	B1ポスター
R4.12.1～	宿泊施設	B2・B3ポスター、A4チラシ、卓上ポップ、リーフレット
R4.12.1～	港ターミナル(長崎港・松が枝港・五島港)	B2・B3ポスター、A4チラシ、卓上ポップ
R4.12.1～	港ターミナル(高島港・伊王島港)	B2ポスター、A4チラシ
R4.12.1～	観光施設	B2・B3ポスター、A4チラシ
R4.12.1～	タクシー会社	A4チラシ
R4.12.1～	道の駅	B2ポスター、A4チラシ
R4.12.1～	県内大学	B2・B3ポスター、A4チラシ
R5.1.1～	長崎空港ロビー ※12月の広告枠が既に埋まっていたため1月から開始	B1ポスター

10 キャッシュレス決済の状況



11 徴収猶予の実績

